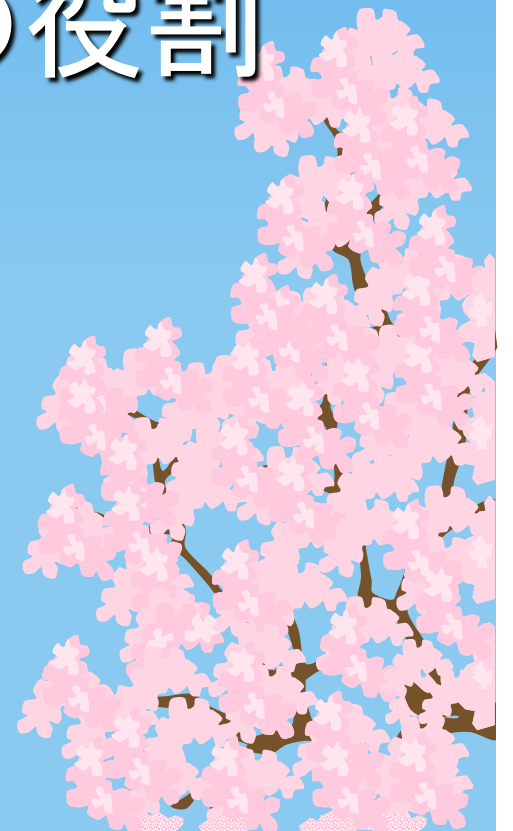
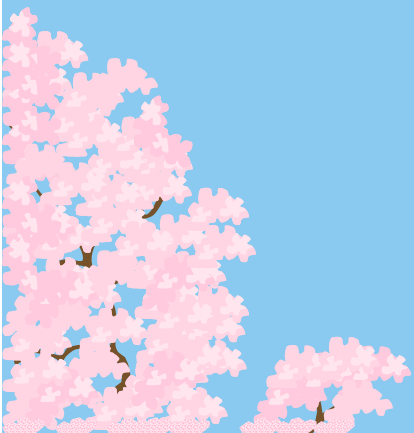


労働者の権利と 公共サービスの拡充をめざす 地方自治体の労働組合の役割

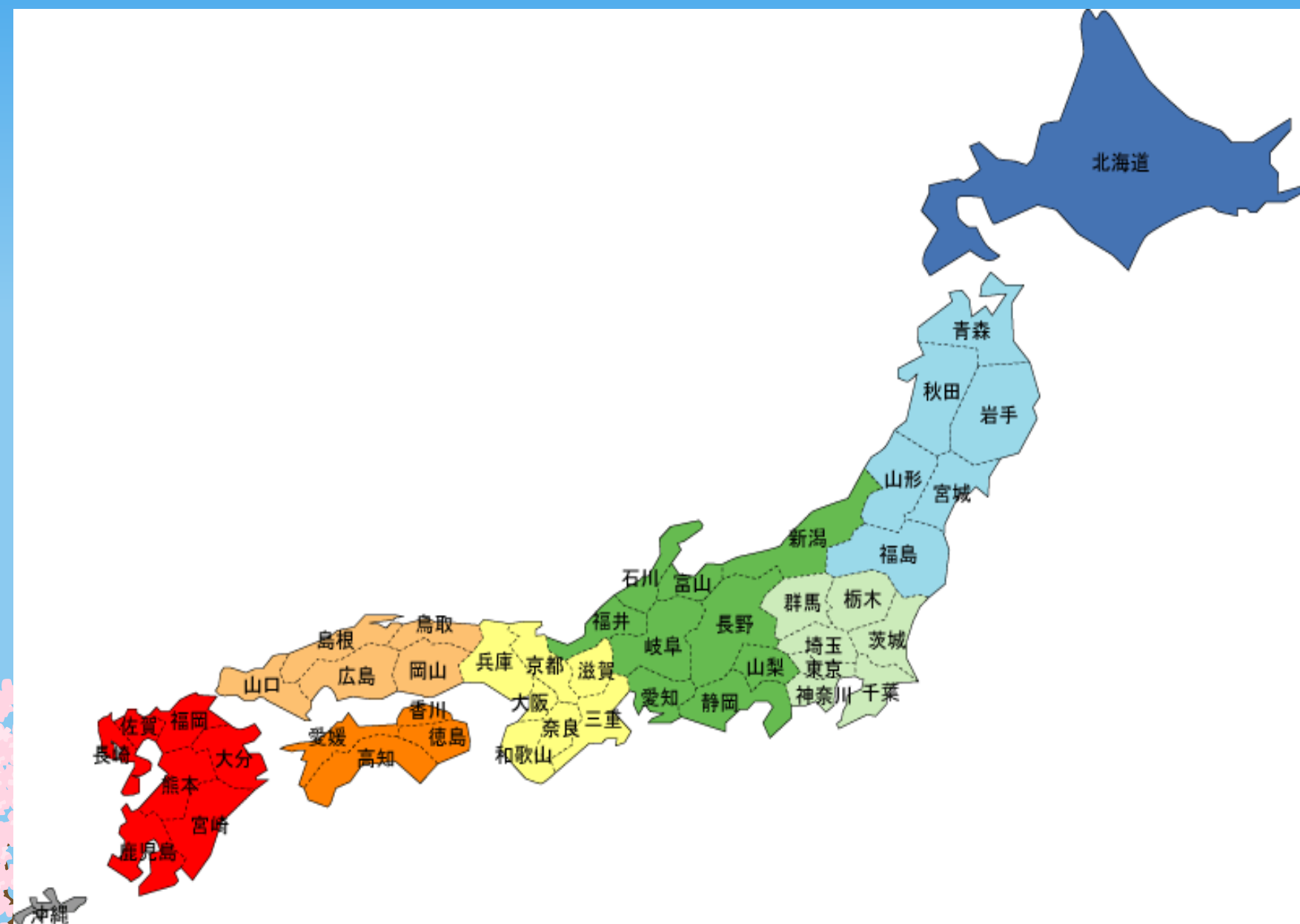
明治大学寄附講座

2010年5月18日(火)

自治労法対労安局長 西田一美



奈良県



奈良県宇陀市

2006年1月1日

町村合併

榛原町

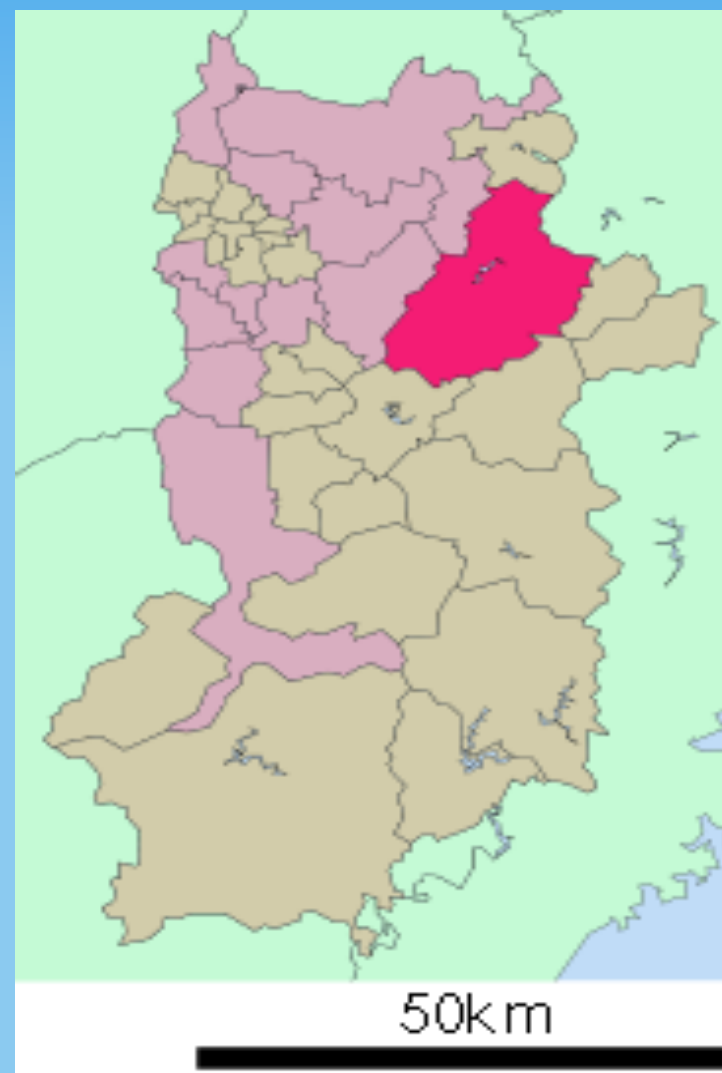
人口34452人

大宇陀町

面積247.62km

菟田野町

室生村



室生寺（むろうじ）

真言宗室生寺派大本山の寺院。
平安時代前期の建築や仏像を
伝え、境内はシャクナゲの名
所としても知られる。

女人禁制だった高野山に対し、
女性の参詣が歓迎されていた
ことから「女人高野」の別名
がある。



自治労とは？

全日本自治団体労働組合

「全国にいる自治労のなかまは、
公共サービスの担い手」

☆加盟組合 ⇒ 2600

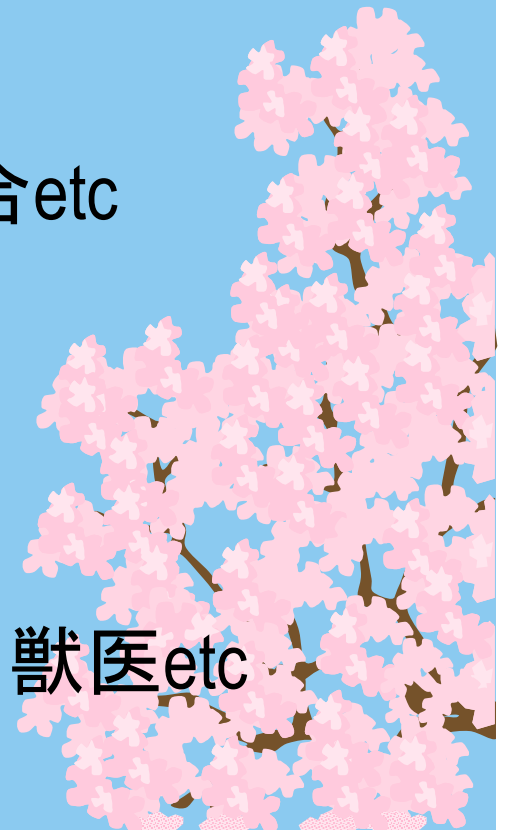
都道府県庁、市町村役場等をはじめ
自治体関連の公社、事業団等の組合etc

☆組合員 ⇒ 90万人

正規、非正規等

☆職 種 ⇒ 約1000

事務、給食調理員、保育士、看護師
相談員、保健師、介護士、ごみ収集、獣医etc

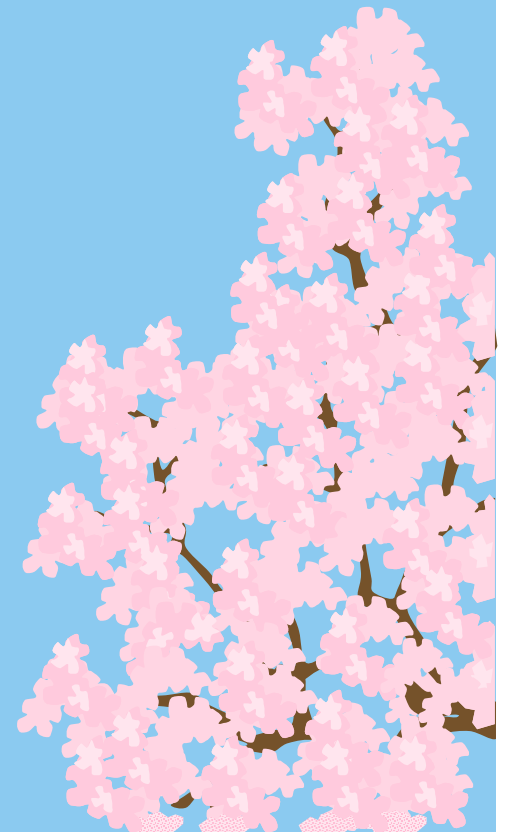


自治労の取り組み

- ①賃金・労働条件の改善
- ②権利と雇用を守る取り組み
- ③職場の安全・衛生の確保
- ④自治研活動
- ⑤平和・人権・環境の取り組み……

市民とともに

- ①労働を中心とした福祉型社会の実現
- ②あらゆる格差の解消
- ③質の高い公共サービスの確立
- ④地域にあった「まちづくり」…

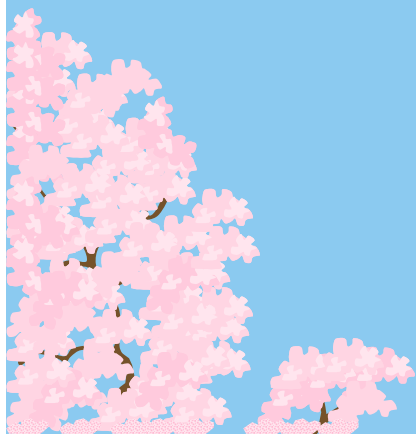


自治労の役割は・・・

☆市民と労働者の命と権利、
人権と尊厳を守ること

そのために・・・

☆「採用から退職まで」仕事における
全ステージのサポート



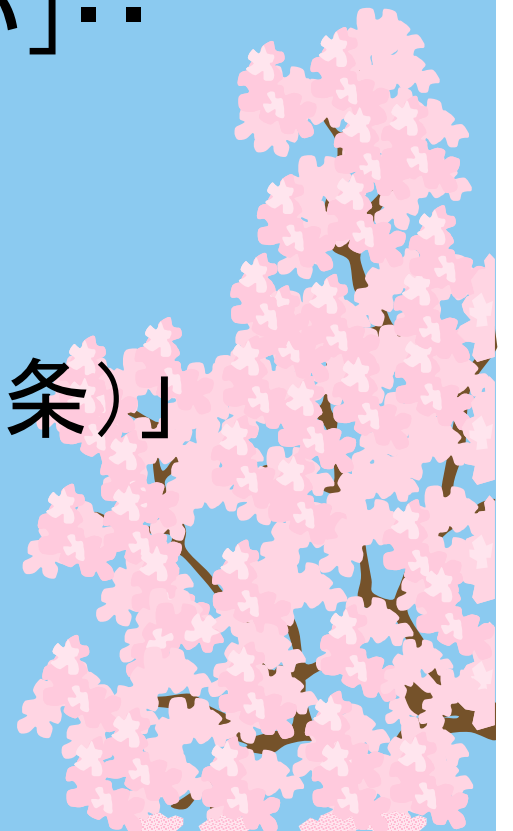
公務員と民間って、違うの？

☆ 公務員を希望する人は多い
理由は？

「安定している」「クビにならない」・・
それは、本当か？

☆ 公務員バッシング

「全体の奉仕者（日本国憲法15条）」
の意味・・・。



貼り紙をはがしたら 「クビ」！？

鹿児島県阿久根市

「ブログ市長」竹原信一市長の命令で市職員の一ヶ月の給与総額の貼り紙が貼り出される。

その貼り紙を、市長失職（不信任可決）された日にはがした職員に、解任後の出直し市長選で再選された竹原市長が「命令を聞けないから」クビ（懲戒免職）に。



阿久根市 竹原信一市長

Aさんの主張と竹原市長

- ・2009年4月 Aさんが貼り紙をはがし、7月末懲戒免職処分に
- ・Aさんは「職場環境改善のために、
又職員の士気の低下を防ぐためにはがした」
- ・竹原市長は「私のやり方が気に入らねば、辞めればいい」、
「組織のトップにそむく行動だ、民間ならクビだ」



他にも、こんな事案が

- ・突然理由なく、定期異動で3人の職員を降格
- ・自分の気に入った人を、民間から採用
- ・組合の事務所を使わせない(退去勧告)
- ・竹原市長の組合(員)＝職員嫌悪が根底



なぜ市長に抗議するのか？

- ・不当な扱いには、「声」をあげる

懲戒免職処分取消訴訟⇒Aさん個人の訴訟

組合事務所問題⇒市職労としての訴訟

- ・市長の「好き」「嫌い」で判断してはいけない

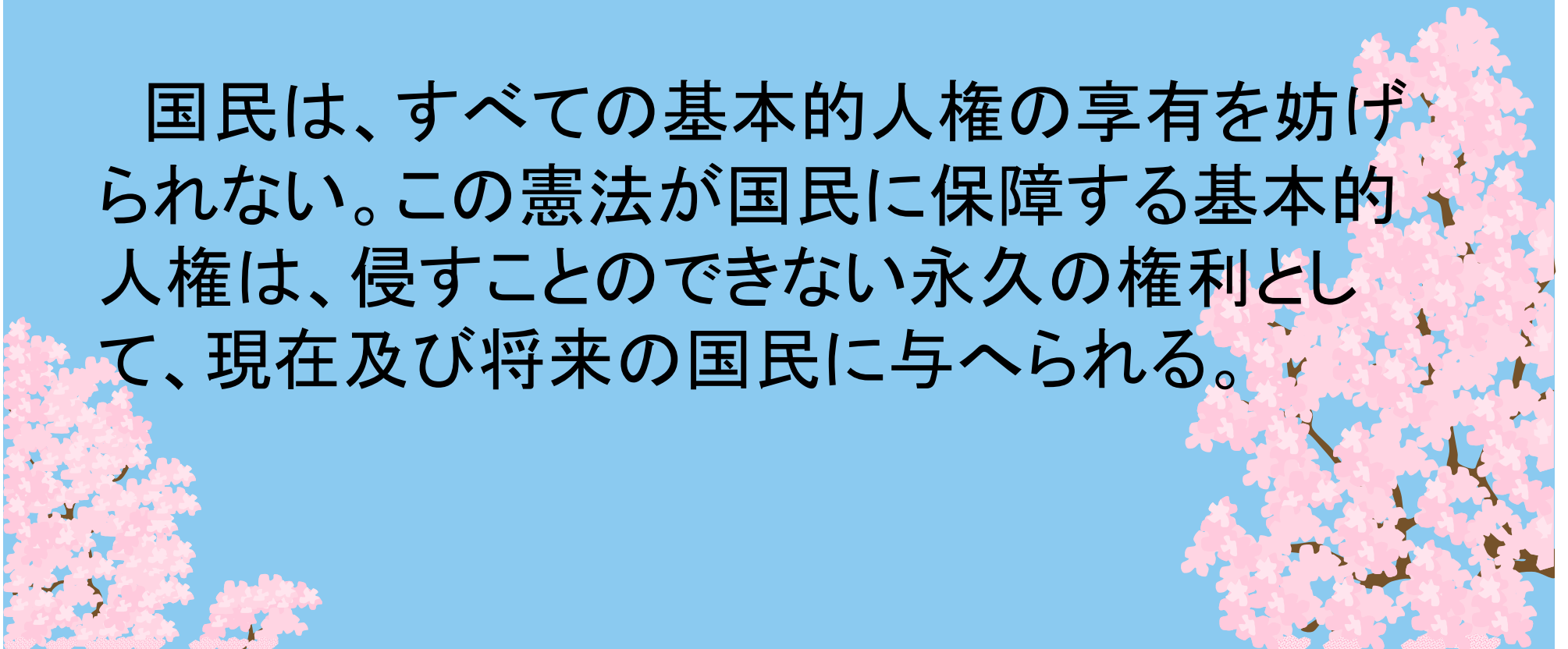
- ・両方とも、労働者の尊厳と権利を守るため



日本国憲法

第11条【基本的人権の享有と性質】

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。



第27条

【労働の権利・義務、労働条件の基準、児童酷使の禁止】

1 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

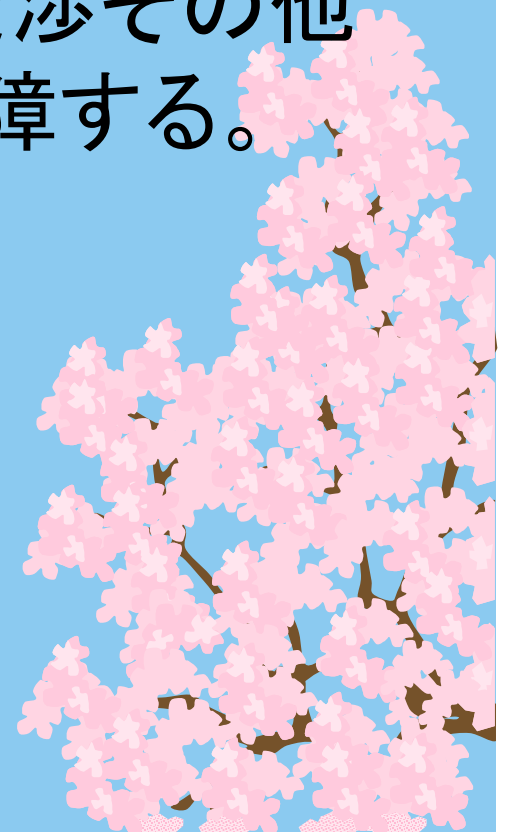
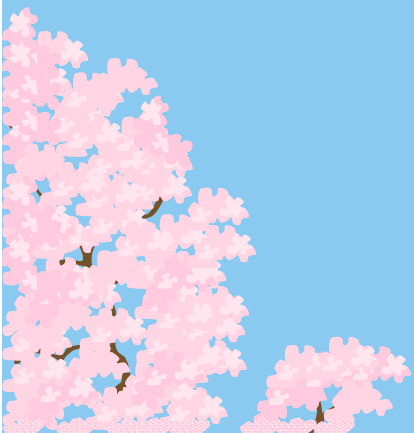
3 児童は、これを酷使してはならない。



第28条

【労働者の団結権・団体交渉権その他団体行動権】

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。



「労働組合」とは？

- 個別労使関係ではなく集团的労使関係
- 基本的な使命は、賃金・労働条件の改善
- 使用者と交渉を行って決定する
- 組合活動は、憲法が認める当然の権利
- やりがい(働きがい)ある職場をつくるため
- 一人はみんなのために

みんなは、一人のために

労働基本権（労働三権）

「団結権」 労働者が雇用者側と対等かつ集団的な立場で労働条件などについて交渉するために、労働組合を作り、加入する権利。

「団体交渉権」

使用者（経営者）に労働組合が労働条件などを交渉させ、労働協約（労使間の契約）を結ばせることのできる権利。

「団体行動権」 労働組合と雇用者側との交渉である団体交渉において、雇用者側に要求を認めさせるため、団体で労務提供を拒否したり抗議行動をする権利。ストライキや職場封鎖をできる。

労働基本権の制約

☆公務員には限定的にしか適用されない

- ・実質、団結権しか認められていない職種
- ・団結権、団体交渉権が認められている職種
- ・争議権は一律全面禁止
- ・制約される代わりとして「人事院(国)」「人事委員会(都道府県・市町村)」と「身分保障」がある

公共サービスとは

☆ゆりかごから墓場まで？

- ・ 出生届等の各種届け
- ・ 保育所 幼稚園 子育て
- ・ 上・下水道、ごみ収集
- ・ 道路維持、改善、補修
- ・ 健康保険、年金、福祉 介護

☆公務員も民間も「公共サービス労働者」

自治労が政策活動に取り組む理由

- ・地方公務員が権利を主張するためには
地方自治は住民の側にあって、
質の高い公共サービスの実現が必要。
- ・1956年～自治研(地方自治研究活動)がスタート。
ごみ収集を通じた環境政策
ポストの数ほど保育所を
介護保険制度の創設(分権自治型福祉)
地方財政の研究
男女平等政策
全国・都道府県・市町村の各段階でそれぞれ取り組む

誰もが、命を大切にされて、健康で安心して生きていく権利があります。⇒もちろん、市民も労働者も全ての人間です。

そのためには、生きるために働く場所⇒職場での権利が保障され、笑顔で働き続けられる環境が必要です。⇒より良い仕事の提供

だからこそ、労働組合は、社会に不可欠な正常化装置なのです。⇒地方自治体の労働組合自治労の役割

Thank You !

